

プール衛生管理者

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「教育委員会の組織」→「学校教育部健康教育課」→「川崎市立橋高等学校屋上50m公認プール保守管理業務の入札について」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

担当：鈴木

電 話：044-200-0756(直通)

(2) 配布・提出期間

令和6年3月25日(月)から令和6年3月29日(金)まで(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

4 入札説明書の交付

(1) 配布場所

3(1)と同じ。なお、本件の入札説明書及び仕様書は、川崎市教育委員会ホームページ「教育委員会の組織」→「学校教育部健康教育課」→「川崎市立橋高等学校屋上50m公認プール保守管理業務の入札について」からの閲覧及びダウンロードも可能です。

(2) 配布期間

3(2)と同じ。

5 実績の縦覧

令和6年3月25日(月)から令和6年4月11日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)、過去の実績(令和4年度)におけるプール日報について、3(1)の場所で縦覧に供します。

6 競争参加資格確認通知書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和6年4月1日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 競争参加申込書記載のメールアドレス宛に電子メールにて送付。

7 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、電子メールアドレス宛に送付してく

ださい。また、送付後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 88kenko@city.kawasaki.jp

(2) 受付期間

令和6年4月2日(火)～令和6年4月8日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和6年4月9日(火)午後5時までに電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

8 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、令和6年度当該委託業務に係る総額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)を記載すること。なお、契約金額は入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年4月12日(金) 午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎

306会議室(川崎市川崎区宮本町1)

- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は、無効とします。
- 10 契約の手続等
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情
報」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 11 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定める
ところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を
要します。

川崎市公告第714号

川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに
係る条例環境影響評価準備書及び要約書に
ついて

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条
例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評
価準備書及び要約書の提出がありましたので、同条例第
19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に
関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16
条で定める事項について次のとおり公告します。

令和6年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

- 1 指定開発行為者
名 称：株式会社ディー・エヌ・エー
代表者：代表取締役社長兼CEO 岡村 信悟
住 所：東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
名 称：京浜急行電鉄株式会社
代表者：取締役社長 川俣 幸宏
住 所：横浜市区高島1丁目2番8号
- 2 指定開発行為の名称及び種類
- (1) 名称
川崎新！アリーナシティ・プロジェクト
- (2) 種類
高層建築物の新設(第2種行為)
大規模建築物の新設(第2種行為)
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第
3種行為)
商業施設の新設(第3種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市川崎区駅前本町25番地ほか
- 4 指定開発行為の目的及び内容
- (1) 目的
アリーナ施設、宿泊施設、商業施設等を含む複合
エンターテインメント施設の建設、歩行者デッキの
整備及び道路の拡幅整備
- (2) 内容
敷地面積：約14,470㎡(道路用地除く)
開発区域の面積：約13,640㎡(アリーナ敷地)
建築物の最高高さ：約80m(アリーナ敷地 商業棟)
延べ面積：約59,220㎡(うち商業約6,490㎡)
アリーナ敷地：約57,930㎡(うち商業約5,400㎡)
三角地敷地：約1,290㎡(うち商業約1,090㎡)
- 5 指定開発行為の施行期間
令和7(2025)年～令和10(2028)年
- 6 条例環境影響評価準備書の要旨
- 第1章 指定開発行為の概要
- 第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境
の特性
- 第3章 環境影響評価項目の選定等
- 第4章 環境影響評価
- 第5章 環境保全のための措置
- 第6章 環境配慮項目に関する措置
- 第7章 環境影響の総合的な評価
- 第8章 事後調査計画
- 第9章 関係地域の範囲
- 第10章 その他
資料編
- 7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所
及び時間

(1) 期間

令和6年3月26日(火)から令和6年5月9日(木)まで

(2) 場所及び時間

川崎区役所(3階)・幸区役所(1階)・環境局環境
評価課(市役所本庁舎20階)

午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午
後5時15分まで)。土・日曜、祝日は除く。ただし、
幸区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0
時30分は行います。

※縦覧開始日(3月26日)は、午前10時から縦覧を
行います。

川崎市公告第715号

(仮称)川崎製造所千鳥工場増設計画に係
る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条
例第48号)第25条第1項の規定により、標記事業に係る
条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和6年3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

(写)

(仮称) 川崎製造所千鳥工場増設計画に
係る条例環境影響評価審査書

令和6年3月

川 崎 市

はじめに

(仮称)川崎製造所千鳥工場増設計画は、株式会社日本触媒川崎製造所(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区千鳥町5番48号他の約5.2haの区域において、川崎製造所千鳥工場東地区に隣接する工業専用地域内に約3.7haの新たな用地を確保し、新用地に酸化エチレンを原料とする誘導品の製造を行うための施設を増設するとともに、既存用地を含めて緑地等の再整備を行い、川崎製造所千鳥工場東地区の拡張を図るものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和5年10月13日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例第24条に基づき、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

目 次

1 指定開発行為の概要	1
2 審査結果	4
(1) 全般的事項	4
(2) 環境影響評価項目に関する事項	4
ア 温室効果ガス	4
イ 大気質	4
ウ 水質	4
エ 土壌汚染	4
オ 騒音	4
カ 振動	5
キ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）	5
ク 緑（緑の質、緑の量）	5
ケ 地域交通（交通安全、交通混雑）	5
コ 安全	5
(3) 環境配慮項目に関する事項	6
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	6

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：株式会社日本触媒 川崎製造所

代表者：執行役員 川崎製造所長 岡 義久

住 所：川崎市川崎区千鳥町 14 番 1 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 川崎製造所千鳥工場増設計画

種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項
に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区千鳥町 5 番 48 号他

区域面積：約 52,312m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

工場の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分		面積（㎡）		比率（％）	
建築物	既設※ ¹	約 540	約 3,223	約 1.0	約 6.2
	新設※ ²	約 2,683		約 5.2	
緑化地	既設※ ¹	約 1,838	約 8,244	約 3.5	約 15.7
	新設※ ²	約 6,406		約 12.2	
生産施設用地	既設※ ¹	約 7,955	約 28,011	約 15.2	約 53.5
	新設※ ²	約 20,056		約 38.3	
駐車場・通路等	既設※ ¹	約 4,790	約 12,046	約 9.2	約 23.1
	新設※ ²	約 7,256		約 13.9	
その他用地※ ³	新設※ ²	約 788		約 1.5	
合 計		約 52,312		100.0	

※1 既存用地内で既存の生産施設等を残す範囲

※2 既存用地の東側の一部と新用地を含む用地内で生産施設等の新設する範囲

※3 その他用地は、メンテナンス機器や資材の置き場及び廃棄物保管場所として利用する。

ウ 建築計画等

項 目	内 容
建 築 面 積	約 3,223m ² (既設：約 540m ² 、新設：約 2,683m ²)
延 床 面 積	約 4,623m ² (既設：約 654m ² 、新設：約 3,969m ²)
敷 地 面 積	約 52,312m ²
建 ぺ い 率	約 6.2%
容 積 率	約 8.8%
主 な 用 途	工場及び倉庫等
緑 被 率	約 15.7%

エ 施設計画

項目		概要	備考
生産の内容		酸化エチレンを原料とした誘導品の製造	—
主な 生産品目	既設	・ 2-ヒドロキシエチルアクリレート ・ ポリオキシアルキレンアルキルエーテル	—
	新設	・ ポリオキシアルキレンアルキルエーテル ・ グリセリンアルコキシレート ・ アミノアルコール ・ ホルマール縮合物	—
生産能力	既設	約 32,000 t /年	誘導品生産量
	新設	約 65,400 t /年	
従業員数		約 75 人	—
施設運用日数 及び稼働時間		約 330 日/年、24 時間稼働	定期整備期間 約 30 日/年

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、工場の建設であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、施設及び計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

イ 大気質

酸化エチレンの取扱いがあることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 水質

排水の排出先である大師運河先において、全窒素及び全リンの現況が環境基準値に適合していないことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

エ 土壌汚染

土壌汚染の対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

オ 騒音

工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音の影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

カ 振動

工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

キ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

（ア）産業廃棄物

解体する既存の建築物等に石綿含有建材が使用されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

（イ）建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

ク 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

（イ）緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ケ 地域交通（交通安全、交通混雑）

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

コ 安全

化学物質、危険物、高圧ガスの使用があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和5年	10月13日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
	10月24日	条例準備書公告、縦覧開始
	12月7日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 2名、2通
令和6年	2月16日	条例見解書の受領
	2月27日	条例見解書公告、縦覧開始
	3月12日	条例見解書縦覧終了
	3月26日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

川崎市公告第716号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度人権啓発に係るバス車内広告掲出業務委託
- (2) 履行場所 川崎市の指定する場所
- (3) 履行期限 令和6年8月16日まで
- (4) 委託概要 本市が作成する啓発ポスターを、指定した公共交通機関の車両内に広告として掲出し、利用者への周知に努めること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」(種目「広告代理店」)で登録されている者。

3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市民文化局人権・男女共同参画室

電 話 (044) 200-0098

F A X (044) 200-3914

E-mail 25zinken@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年3月27日(水)から4月3日(木)まで

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

来庁する場合は、必ず事前に3(1)へ電話連絡し、来庁日時について、指示を受けてください。

なお、一般競争入札参加申込書等の書類は、本市ホームページにも掲載しています。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ その他添付書類

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。ただし、郵便の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るものとしてください。また、提出期限は、令和6年4月3日(木)午後5

時必着とします。

(5) その他

ア 提出された一般競争入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された一般競争入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 一般競争入札参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書等を提出した者には、一般競争入札参加資格について審査の上、令和6年4月5日(金)までに、確認通知書を電子メールで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和6年4月5日(金)から4月8日(月)まで

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

ウ 質問書の提出方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで、電子メールの添付ファイル(PDF形式)にて提出してください(提出後は必ず電話で御一報ください。)

(2) 回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和6年4月10日(木)までに、参加者全てに電子メールで回答します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年4月12日(金)午前10時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎21階

市民文化局会議室

(2) 入札書の提出方法

持参に限りです。

(3) 入札金額等

ア 入札書に記載する金額は、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。

イ 入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

ア 入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書を必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札の際に委任状を提出してください)。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 前払金 無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(3) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第717号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	古川小学校体育館改修電気設備工事
	履 行 場 所	川崎市幸区古川町70番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	令和6年5月10日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	南野川小学校校舎改修その他その1工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区南野川2丁目12番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年12月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年5月13日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	産業振興会館ホール舞台機構改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区堀川町66番地20
	履 行 期 間	契約の日から令和7年7月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年5月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	京町中学校体育館改修電気設備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区京町3丁目19番11号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年5月10日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	東小田小学校体育館改修電気設備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小田5丁目11番20号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参 加 資 格	(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年5月10日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	川崎総合科学高等学校自動火災報知設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小向仲野町5番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 消防施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「消防施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年5月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件7）

競争入札に付する事項	件 名	川崎総合科学高等学校非常放送設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小向仲野町5番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「電気通信」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年5月10日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

（案件8）

競争入札に付する事項	件 名	川崎区役所大規模改修その2工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東田町8番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年1月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	

参 加 資 格	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年5月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	西生田小学校給食室増築工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区細山2丁目2番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年7月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「Ｂ」で登録されていること。 (6) 令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和６年５月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	東橋中学校ほか１校体育館改修電気設備工事
	履 行 場 所	川崎市高津区子母口730番地
	履 行 期 間	契約の日から令和７年３月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「Ａ」で登録されていること。 (6) 令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年5月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名	今井中学校外壁塗装改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区今井仲町7番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。	

参 加 資 格	また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (11) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年5月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名	岡上小学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区岡上675番地1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。	

参 加 資 格	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年5月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内県道主要地方道川崎府中舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久地4丁目13番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年4月10日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第718号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項**(1) 件 名**

生活保護受給者等健診の実施に伴う受診券等作成、封入封緘及び発送業務委託

(2) 履行場所

健康増進担当指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年7月31日

(4) 業務内容

仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 「令和5・6年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達内容について確実に履行することができること。

(5) 過去2箇年(令和3年度・4年度)の間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数2万5千件)をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。

3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所健康福祉局保健医療政策部

健康増進担当 疾病予防担当

電 話 044 (200) 2462

F A X 044 (200) 3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信

する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、本市ホームページ(「事業者」の中にある「入札・契約」から「その他の契約情報」を選択)からダウンロードすることが可能です。

(2) 配布・提出期間

令和6年3月27日(水)から令和6年4月2日(火)まで(土、日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

- ・競争参加申込書
- ・実績調書

本市ホームページ(「事業者」の中にある「入札・契約」から「その他の契約情報」を選択)からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和6年4月4日(木)までに、電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ先**(1) 問合せ先**

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年4月4日(木)から令和6年4月8日(月)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、電子メール又はFAXで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月10日(木)までに、競争参加者全てに電子メール又はFAXで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和 6 年 4 月 12 日(金)午前 10 時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市役所 304 会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の 100 分の 10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するとき、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川

崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わな

い者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) その他問い合わせ窓口は上記 3(1)に同じです。

川崎市公告第 719 号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 27 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

がん検診に係る封書及び受診勧奨はがきの作成、封入封緘及び発送業務委託

(2) 履行場所

健康増進担当指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 27 日

(4) 業務内容

仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 「令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」種目「その他」に登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達内容について確実に履行することができ

ること。

- (5) 過去2箇年(令和3年度・4年度)の間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数55万件)をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。

3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所健康福祉局保健医療政策部

健康増進担当 疾病予防担当

電 話 044 (200) 2462

F A X 044 (200) 3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、本市ホームページ(「事業者」の中にある「入札・契約」から「その他の契約情報」を選択)からダウンロードすることが可能です。

(2) 配布・提出期間

令和6年3月27日(木)から令和6年4月2日(火)まで(土、日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

- ・競争参加申込書
- ・実績調書

本市ホームページ(「事業者」の中にある「入札・契約」から「その他の契約情報」を選択)からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和6年4月4日(木)までに、電子メール又はF A Xで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年4月4日(木)から令和6年4月8日(月)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、F A X又は電子メールで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月10日(水)までに、競争参加者全てにF A X又は電子メールで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和6年4月12日(金)午前11時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所304会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無
効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限
及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書類
(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入
札参加資格確認通知書」の提示を求める場合があり
ますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行いま
す。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加
者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札
に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市ホームページ内「入札情報」の契約関係
規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定
めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、
日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第720号

感染症法に基づき自己負担金に関する請求書兼納入通
知書について、別紙記載の者に送達すべきところ、その
者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達す
ることができないので、地方自治法(昭和22年4月17日
法律第67号)第231条の3第4項及び地方税法(昭和25年
法律第266号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

(別紙省略)

令和6年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市公告第721号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令
和4年法律第56号、令和5年4月1日施行)附則第5条
第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を
定めましたので、同項の規定により公告します。

令和6年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等 促進事業の実 施により成立す る利用権の設 定等に係る当 事者間の法律 関係
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権 の内容	始期	終期	借賃 (年額) (円)	借賃の支払 方法	氏名 又は名称	住所	
川崎市麻生区岡 上字池ノ谷戸878	畑	2,268	海老沢 隆	川崎市麻生 区岡上3丁目 2-8	賃借権	普通畑	令和6年 4月1日	令和7年 3月31日	30,000	令和6年12月 末日までに 貸手指定の 口座に振込	関本 文絵	横浜市青葉 区美しが丘 西2-10-1 ンアベ ニュー美し が丘B-101	賃貸借
川崎市麻生区王 禅寺字志村谷332 の一部	畑	1,766 のうち 1302.11	原 慶應	川崎市麻生 区王禅寺東 5-48-3	賃借権	普通畑	令和6年 4月1日	令和11年 3月31日	5,000	毎年4月末日 までに貸手 指定の口座 に振込	若林 正則	川崎市高津 区下作延6- 24-37	賃貸借
川崎市麻生区黒 川字宮添195-1	畑	675	立川 新一	川崎市麻生 区黒川287	使用借権	収穫体 験、試 験栽培 ほ場とし て利用	令和6年 4月1日	令和8年 3月31日	—	—	川崎市	川崎市川崎 区宮本町1	使用貸借
川崎市麻生区黒 川字宮添195-2		565					令和6年 4月1日	令和7年 3月31日	—	—	川崎市	川崎市川崎 区宮本町1	使用貸借
川崎市麻生区早 野字広地178番地	畑	575	杉本 順子	横浜市青葉 区美しが丘1 丁目21番地 たまプラー ザ団地6-1棟 204号	使用借権	栽培試 験	令和6年 4月1日	令和7年 3月31日	—	—	川崎市	川崎市川崎 区宮本町1	使用貸借
川崎市麻生区黒 川字海道1361	畑	1,198	市川 民世 市川 修	川崎市麻生 区黒川1175- 11	使用借権	プラン テア 育成研 修会の 実習ほ 場として 利用	令和6年 4月1日	令和8年 3月31日	—	—	川崎市	川崎市川崎 区宮本町1	使用貸借

計 5,281

2 共通事項
この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額
利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができ、この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他
この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に關し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月、川崎市）第6-2-(13)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）附則第5条の規定（農用地利用集積計画に関する経過措置）に基づき、旧農業経営基盤強化促進法（平成30年11月16日施行）第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況について、農地法施行規則第60条の2で定めるところにより農業委員会に報告しなければならない。

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(農業生産法人以外)

整理番号	氏名又は名称	関本 文絵	性別	女	年齢	49	農作業従事日数		240	利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況				
利用権の設定等を受ける土地の面積 ㎡	利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 ㎡	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物	利用権の設定等を受ける者の世帯の農作業従事及び雇用労働力の状況				雇用労働力 (年間延日数)		飼養の状況		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況			
			農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)				1人 (1人)	人 (人)	人日 (日)	種類	数量	種類	数量	
農地	農地	エダマメ、インゲン、ニンニク (予定)	農業専従者				人 (1人)	人 (人)	人日 (日)	歩行型一輪管理機	1	ハンマーナイフモア	1	
採草放牧地	採草放牧地		農業補助者				主として農業に従事する者	人 (人)	人日 (日)	刈払機 (予定)	1			
その他							従として農業に従事する者	人 (人)						

整理番号	氏名又は名称	若林 正則	性別	男	年齢	48	農作業従事日数		150	利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況		
利用権の設定等を受ける土地の面積 ㎡	利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 ㎡	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物	利用権の設定等を受ける者の世帯の農作業従事及び雇用労働力の状況	農作業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種類	数量	種類	数量	
				農業専従者		人 (人)		軽トラ	1			
				農業補助者		主として農業に従事する者 (人)		管理機	1			
				従として農業に従事する者 (人)		噴霧器		1				
農地	1,302.11	農地	コマツナ (予定)	農業補助者	主として農業に従事する者	従として農業に従事する者	人 (人)	人 (人)	1人 (人)	播種機 (予定)	1	
採草放牧地		採草放牧地									1	
その他											1	

川崎市公告第722号

開発事業地球温暖化対策等指針の変更につ
いて

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(平成21
年川崎市条例第52号) 第18条第2項の規定により、開発
事業地球温暖化対策等指針(平成22年川崎市公告第102
号)を次のとおり変更し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

開発事業地球温暖化対策等指針

平成22年4月1日

一部変更 令和5年3月30日

一部変更 令和6年4月1日

1 総則

(1) 目的

この指針は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関
する条例(平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」
という。)第18条第1項の規定により、開発事業に係
る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適
応の推進並びに開発事業地球温暖化対策等計画書の
作成のために必要な事項について定めるものである。

また、この指針は、条例第18条第2項の規定によ
り、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応
じて必要な変更を行う。

なお、開発事業完了後の温室効果ガスの排出の量
の削減等については、その用途に応じて、条例第9
条第1項の規定による事業活動脱炭素化取組指針な
どを踏まえながら、進める。

(2) 用語の定義

この指針で使用する用語は、条例及び川崎市地球
温暖化対策等の推進に関する条例施行規則(平成21
年川崎市規則第90号。以下「規則」という。)で使
用する用語の例による。

2 開発事業に係る地球温暖化対策等

(1) 開発事業地球温暖化対策等計画書の基本的事項

ア 開発事業地球温暖化対策等計画書の対象事業

開発事業地球温暖化対策等計画書は、規則第16
条で定める特定開発事業が対象となり、対象要件
への該当については、開発行為と建築行為を一体
的に捉えて判断する。

また、条例第19条第2項の規定により、特定開
発事業者以外の事業者も開発事業地球温暖化対策
等計画書を提出することができる。

イ 提出時期

開発事業地球温暖化対策等計画書の提出は、規
則第17条第2項の規定により、川崎市環境影響評
価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号。)第

2条第2号の指定開発行為に該当するものにあつ
ては同条例第18条第1項の規定による条例環境影
響評価準備書を提出する日までに、それ以外の特
定開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に
着手しようとする日の90日前までに行う。

(2) 開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等
及び気候変動適応

ア 関係法令等による基準

地球温暖化対策推進法(平成10年法律第117号)
の規定、エネルギーの使用の合理化及び非化石エ
ネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律
第49号)に基づく建築主等及び特定建築物の所有
者の判断の基準をはじめ、当該開発事業に係る法
令の基準を整理し、これを遵守する。

また、条例第7条第1項に規定する地球温暖化
対策等推進基本計画の内容等を踏まえながら、開
発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及
び気候変動適応や脱炭素エネルギー源の利用な
ど、技術レベル、抑制効果及び経済性等を総合的
に評価し、対策を検討する。

イ 開発事業区域の周辺のエネルギー資源

開発事業区域の周辺のエネルギー資源の状況等
を調査し、その活用についても検討する。

ウ 開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量
等

開発事業者は、開発事業区域内の標準的なエネ
ルギーの需要量及びこれに伴うエネルギー起源の
二酸化炭素の排出量を計算する。

エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガ
スの排出量については、開発事業で予定している
建築物の規模や用途により、必要に応じて、二酸
化炭素の量に換算した排出量を計算する。

エ 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動
適応を図るために実施しようとする措置の内容

開発事業者は、次の項目について、別表の温室
効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を
図るための措置例を踏まえながら、実際に講ずる
措置を検討する。

(ア) エネルギーの使用の合理化

- a エネルギー高度利用技術の導入等
- b エネルギーの面的利用の促進・開発区域内
の省エネルギーの促進
- c 建築物の省エネルギーの促進

(イ) ヒートアイランド現象の緩和

- a 人工排熱の抑制
- b 地表面の改善
- c 風の道の確保

(ウ) 交通環境への配慮

- a 自動車利用の抑制
- b 環境負荷の少ない自動車利用の促進
- c 自動車交通の円滑化

(エ) 緑地の保全と緑化の推進

- a 緑地の保全
- b 緑化の推進

(オ) 工事に係る配慮

- a 環境負荷の少ない資材の調達
- b 工事における二酸化炭素排出量の削減

(ア) のエネルギーの使用の合理化に資する措置を実施しようとする場合は、当該措置の実施によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

開発事業の用途により、エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスについて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算した場合は、当該排出量の削減に資する措置について検討し、その措置に伴う削減量を計算する。

オ 脱炭素エネルギー源の利用の検討

開発事業者は、開発区域の標準的なエネルギー需要の状況とともに、立地条件、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、次に掲げる脱炭素エネルギー源を利用した設備の導入について検討する。

また、脱炭素エネルギー源を利用する設備を導入する場合は、当該導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

- (ア) 太陽光
- (イ) 風力
- (ウ) 水力
- (エ) 地熱
- (オ) 太陽熱
- (カ) 大気中の熱その他の自然界に存する熱
- (キ) バイオマス
- (ク) 再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源

カ 特定建築物の評価の目標

開発事業者は、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第127条の4第1項の特定建築物(床面積の合計が5,000㎡を超える建築物)に該当する場合、川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)による環境性能の総合評価について具体的な目標を設定する。

(3) 開発事業地球温暖化対策等計画書の作成等

ア 開発事業地球温暖化対策等計画の作成

2(2)開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応による検討内容を踏まえ、開発事業地球温暖化対策等計画(指針第1号様式)に該当する項目を記入する。

イ 開発事業地球温暖化対策等計画書の提出

開発事業地球温暖化対策等計画書(規則第8号様式)に開発事業地球温暖化対策等計画(指針第1号様式)を添付し、提出する。その際、次の資料を添付する。

- (ア) 位置図
- (イ) 現況図
- (ウ) 土地利用計画図
- (エ) 造成計画平面図
- (オ) 2(2)ウの開発区域内の標準的なエネルギーの需要量等を記載した資料
- (カ) 2(2)エのエネルギーの使用の合理化に資する措置によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料
- (キ) 2(2)オの脱炭素エネルギー源を利用する設備の導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料

ウ 開発事業地球温暖化対策等計画書の変更

開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書(規則第9号様式)とともに、変更部分を記載した開発事業地球温暖化対策等計画(指針第1号様式)を提出する。その際、2(3)イの(ア)から(キ)に掲げるもののうち、変更のあったものを添付する。

エ 開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業の中止

開発事業中止届出書(規則第11号様式)により提出する。

オ 開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業の完了

開発事業完了届出書(規則第10号様式)に、開発事業地球温暖化対策等結果(指針第2号様式)を添付し、提出する。その際、完成の状況が分かる資料を添付する。

カ 開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表

条例第21条の規定により、市長は、条例第19条第1項若しくは第2項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書(規則第8号様式)の提出又は条例第19条第4項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書(規則第9号様式)、条例第20条第1項の規定による開発事業完了届出書(規則第10号様式)若しくは開発事業中止届出

書(規則第11号様式)の届出があった場合には、市長はインターネットホームページへの掲載及び川崎市環境局へ備え付けることにより、公表する。

なお、公表の対象となる事項は、開発事業地球温暖化対策等計画(指針第1号様式)及び開発事業地球温暖化対策等結果(指針第2号様式)の内容とする。

3 雑則

(1) 指導・助言等

条例第22条の規定により、市長は、開発事業者が提出した開発事業地球温暖化対策等計画書の内容について、本指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

(2) 立入検査等

条例第39条第1項の規定により、市長は、措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り調査させることができる。

(3) 勧告・公表等

条例第40条の規定により、市長は、開発事業地球温暖化対策等計画書を提出しない特定事業者などに対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、勧告に従わない場合には、条例第41条の規定により、あらかじめ、意見を述べる機会を与えた上で、勧告を受けたものの氏名等を公表することができる。

別表 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための
措置例

項目	措置例
1 エネルギーの使用の合理化	
1.1 エネルギー高度利用技術の導入等	
・革新的なエネルギー高度利用技術の導入	・ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等革新的なエネルギー高度利用技術の導入
・未利用エネルギーの活用	・未利用エネルギーの積極的な活用
1.2 エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進	
・開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化	・複数施設における高効率なエネルギー利用設備の導入 ・エネルギーの使用の合理化に資するエネルギーの面的な利用 ・ローカルパイプラインの敷設等、開発区域内における電力・燃料輸送の効率化
・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・開発区域内のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・開発域内のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による開発区域内における電力・熱負荷の平準化
1.3 建築物の省エネルギーの促進	
・建築物におけるエネルギー需要の抑制	・建築物の断熱化 ・建築物への日射遮へい ・自然採光、通風等の積極的な活用 ・建築物における自然採光、自然通風等を利用した設備の導入 ・外壁の方位、室の配置等に配慮した建築計画による熱の損失防止
・建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入	・空調設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・機械換気設備（空調設備以外）に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・照明設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・給湯設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・昇降設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入
・建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・建築物のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・建築物のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による建築物における電力・熱負荷の平準化

項目	措置例
2 ヒートアイランド現象の緩和	
2.1 人工排熱の抑制	
・ 建築設備から大気への排熱量の低減	・ 建築物の断熱化（再掲） ・ 建築物への日射遮へい（再掲） ・ 排熱量の少ない設備の導入 ・ 排熱の低温化 ・ 排熱の回収・再利用
・ 排熱負荷の平準化	・ 排熱する設備の位置や時間の分散
2.2 地表面の改善	
・ 人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用	・ 舗装等、人工被覆面積の縮小 ・ 保水性・透水性が高い被覆材等の選定
・ 緑地や水面等の確保、日陰の創出	・ 芝生・草地・低木等の緑地や水面の確保 ・ 日除けの設置や植樹等による日陰の形成
2.3 風の道の確保	
・ 風の道に配慮した建物等の配置	・ 周辺地域の風の状況の把握による建築計画への活用（歩行者空間等への風の誘導） ・ 建築物の高さ、形状、位置等の工夫による風の通り道の確保 ・ 夏期の卓越風向に対する建築物の見付け面積の低減
・ 風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置	・ 周辺地域の風の状況の把握による土地利用計画への活用 ・ 芝生・草地・低木等の緑地や通路等の空地による風の通り道の確保
3 交通環境への配慮	
3.1 自動車利用の抑制	
・ 公共交通との連携	・ 公共交通機関の利用環境整備
・ 駐輪場の整備、自転車利用環境の整備	・ 事業の目的・用途に応じた駐輪スペースの確保 ・ 自転車道の整備
・ 歩行環境の整備	・ 快適な歩行空間の整備 ・ 保水性・透水性が高い被覆材等の選定（再掲）

項目	措置例
3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	
・電気自動車の利用促進	・電気自動車用充電インフラの整備
・その他二酸化炭素排出量の少ない自動車利用の促進	・天然ガスその他二酸化炭素排出量の少ない自動車用インフラの整備
3.3 自動車交通の円滑化	
・交通計画の作成	・交通需要の適切な予測による交通計画の作成
・物流の効率化・円滑化	・荷捌きスペースの確保等による開発区域内の交通流の妨げとならない措置 ・共同物流サービス等、開発区域内の交通流の円滑化、物流の効率化に資するシステムの整備
・駐車場の整備	・事業の目的・用途に応じた適正規模の駐車スペースの確保
4 緑地の保全と緑化の推進	
4.1 緑地の保全	
・既存樹木、緑地の保全	・既存の樹木、緑地の保全
4.2 緑化の推進	
・緑化の推進	・街区や道路の緑化 ・改変箇所における植生等の回復 ・建築物の屋上、外壁面、道路壁面等、特殊空間の緑化 ・造成法面等、改変箇所における在来種による緑化
5 工事に係る配慮	
5.1 環境負荷の少ない資材の調達	
・製造/廃棄時の二酸化炭素排出量の少ない建設資材の使用	・環境ラベルのついた建設資材等の積極的な利用 ・環境に配慮した建設資材の積極的な利用
・資材調達時における配慮	・資材輸送における距離の最小化 ・モーダルシフト等、環境負荷の少ない輸送手段の選択
5.2 工事における二酸化炭素排出量の抑制	
・二酸化炭素排出量の少ない建設機器の使用	・低燃費型建設機械の積極的な利用
・建設機器の使用時の配慮	・アイドリングストップ等の省エネ運転・機械操作の徹底

第1号様式

(第1面)

開発事業地球温暖化対策等計画

事業者の氏名 又は名称				
主たる事務所又は 事業所の所在地				
開発事業の名称				
開発事業を行う 土地の位置及び区域				
開発事業の目的				
工事の着手 予定年月日	年 月 日			
工事の完了 予定年月日	年 月 日			
開発事業の概要	区域面積	㎡		
	床面積	㎡		
主な予定建築物の内容	棟番号	用途	床面積	備考
			㎡	
			㎡	
			㎡	
			㎡	
			㎡	
	床面積の合計		㎡	

(第2面)

温室効果ガスの 排出の量の削減 等及び気候変動 適 応 を 図るため実施 しようとする 措 置 の 内 容	エネルギーの使 用 の 合 理 化	
	ヒートアイラン ド現象の緩和	
	交 通 環 境 へ の 配 慮	
	緑 地 の 保 全 と 緑 化 の 推 進	
	工 事 に 係 る 配 慮	
	そ の 他	
脱炭素エネルギ ー 源 の 利 用	検 討 結 果	☐ 導入する ☐ 導入しない
	導 入 機 器	

(第3面)

特 定 建 築 物 の 評 価 の 目 標	棟番号	評価の目標
備 考		

- 備考 1 用途の欄は、次から当該予定建築物の主たる用途を記入してください。
[事務所／学校／物販店／飲食店／集会所／工場／病院／ホテル／住宅／その他]
- 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
- 3 特定建築物の評価の目標については、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 11 年 川崎市条例第 50 号）第 127 条の 4 第 1 項の特定建築物に該当する場合、同項第 5 号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。

第2号様式

(第1面)

開発事業地球温暖化対策等結果

事業者の氏名 又は名称				
主たる事務所又は 事業所の所在地				
開発事業の名称				
開発事業を行う 土地の位置及び区域				
開発事業の目的				
工事の着手 予定年月日	年 月 日			
工事の完了 予定年月日	年 月 日			
開発事業の概要	区域面積	㎡		
	床面積	㎡		
主な建築物の内容	棟番号	用途	床面積	備考
			㎡	
			㎡	
			㎡	
			㎡	
			㎡	
	床面積の合計		㎡	

(第2面)

温室効果ガスの 排出の量の削減 等及び気候変動 適 応 を 図るため実施 しようとする 措 置 の 内 容	エネ ル ギ ー の 使 用 の 合 理 化	
	ヒ ー ト ア イ ラ ン ド 現 象 の 緩 和	
	交 通 環 境 へ の 配 慮	
	緑 地 の 保 全 と 緑 化 の 推 進	
	工 事 に 係 る 配 慮	
	そ の 他	
脱炭素エネルギー 源の利用	導 入 機 器	

(第3面)

特定建築物の評価	棟番号	評価の目標	評価の結果
備 考			

- 備考 1 用途の欄は、次から当該予定建築物の主たる用途を記入してください。
[事務所/学校/物販店/飲食店/集会所/工場/病院/ホテル/住宅/その他]
- 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
- 3 特定建築物の評価については、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年 川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。

川崎市公告第723号

保育所等の利用者負担額に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)231条の3第4項及び地方税法(昭和25年法律第266号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市公告第724号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区土橋二丁目6番地17 株式会社 成建 代表取締役 常盤 孝一		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区犬蔵二丁目4030番2、4027番20の各一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	17.30メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第215号		指定 年月日	令和6年 3月29日

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第139号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 調達の名称
消防指令システム等保守点検業務委託
- 契約事務担当部局の名称及び所在地
消防局警防部指令課
川崎市川崎区南町20番地7
- 落札者を決定した日
令和6年3月18日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 玉川 孝一

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

175,388,000円

6 相手方を決定した手続き

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第140号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

国民年金事務システム標準化に係る対応支援業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和6年 2月29日

4 契約の相手方の氏名及び住所

アビームコンサルティング 株式会社

代表取締役社長 山田 貴博

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

5 契約金額

158,199,020円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第141号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市役所第3庁舎校務用ネットワーク機器賃貸借契約

- (2) 履行場所 川崎市役所第3庁舎
川崎市川崎区東田町5-4
- (3) 履行期間 令和6年7月16日から令和11年7月15日まで
- (4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されている者。
- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有する者。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配布及び提出期間
令和6年4月10日(水)から令和6年4月17日(水)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時(土曜日及び日曜日を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。郵送の場合、上記3(2)の期間内に必着とし、競争入札参加申込書を郵送したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。

申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

なお、競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて提出してください。契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

また、競争入札参加申込書を提出した者に、各フロアのレイアウト図等の補足資料を提供します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛に令和6年4月24日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和6年4月24日(水)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ

- (1) 問合せ場所
上記3(1)と同じ。
- (2) 問合せ期間
令和6年4月10日(水)から令和6年5月1日(水)まで
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年5月10日(金)までに、競争入札参加資格があると認められた者宛てに、FAX又は電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

6 カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和6年5月22日(水)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜き総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積もりしてくだ

さい。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和6年5月28日(火) 午前11時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

川崎市公告(調達)第142号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

道水路台帳平面図等管理・閲覧システム運用業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

建設緑政局道路河川管理部管理課
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階

3 契約の相手方を決定した日

令和6年 3月4日

4 契約の相手方の氏名及び住所

国際航業 株式会社 神奈川支店
支店長 山内 清文
横浜市中区日本大通17番地
J P R横浜日本大通ビル

5 契約金額

55,594,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第143号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び予定数量

重金属安定剤 約240トン

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課

- 川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
大成クリーン 株式会社
代表取締役 加藤 直彦
川崎市川崎区中島一丁目7番1号
- 5 落札金額(1トンあたりの単価、消費税及び地方消費税を除く。)
314,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年1月10日

川崎市公告(調達)第144号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
本庁舎(4階から21階)清掃業務委託
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 坂口ビルクリーン
代表取締役 坂口 幸一
川崎市高津区溝口3丁目1番1号
- 5 落札金額
56,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月25日

川崎市公告(調達)第145号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称

- 本庁舎(地下2階から3階及び25階)清掃業務委託
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 坂口ビルクリーン
代表取締役 坂口 幸一
川崎市高津区溝口3丁目1番1号
- 5 落札金額
23,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年1月10日

川崎市公告(調達)第146号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件 名 大師支所・田島支所仮庁舎通信機器等の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区台町26ー7 大師支所仮庁舎、川崎市川崎区田島町20ー23 田島支所仮庁舎
- (3) 履行期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
- なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和6年4月17日(水)までに行ってください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 入札説明書及び競争参加申込書の配布、提出及び問

合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎10階

総務企画局デジタル化施策推進室

飯島

電 話 044-200-3076 (直通)

F A X 044-200-3752

電子メール 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年4月10日(水)から4月17日(水)までとします
(8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで(土日祝日を除く))。

(3) 提出書類

ア 競争参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

ウ 上記2(5)を証明するアフターサービス体制表

(4) 提出方法

持参に限る。

4 確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年4月24日(水)

8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

5 入札説明書の交付

競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和6年4月10日(水)から令和6年4月17日(水)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く、毎日8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで)。

6 競争参加者に求められる義務

入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和6年4月24日(水)

8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ受付期間

令和6年4月24日(水)から5月1日(水)までとします
(8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで(土日祝日を除く))。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問合せ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください。ただし、入札参加資格のない者からの質問には回答しません。

(4) 回答

令和6年5月9日(木)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールで送付します。

8 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和6年5月15日(水)17時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

9 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 契約総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には調達物品の輸送、設置、調整、試験、保守、ネットワーク設計、その他の諸費用一切を含め見積もるものとし、リース料金として換算してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。なお、郵送による入札を行う場合は、さらに、「入札書在中」と明記した封筒に封印した入札書を入れて、必ず書留郵便により送付してください。この場合は郵送した日に3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 持参による入札の場合

(ア) 日時 令和6年5月22日(水)10時00分

(イ) 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎10階 開発室2

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和6年5月21日(火)必着

入札書の提出場所 3(1)に同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

11 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には確認通知書を必ず持参してください。

12 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

13 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者は契約書2通を作成し、令和6年5月28日(火)17時15分までに3(1)の場所に持参してください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

14 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

15 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

(5) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

(6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

The contract for the lease and maintenance of network equipment for Daishi Branch Office and Tajima Branch Office.

(2) Time-limit for tender: 10:00 A. M. May 22, 2024

(3) Time-limit for tender by mail: May 21, 2024

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Digitalization Policy Promotion Office

General Affairs and Planning Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel: 044-200-3076

川崎市公告（調達）第147号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市役所再編に伴うネットワーク機器の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区東田町8番地
川崎区役所
- (3) 履行期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
- なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和6年4月17日(水)までに行ってください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 入札説明書及び競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎10階
総務企画局デジタル化施策推進室
飯島
電 話 044-200-3076(直通)
FAX 044-200-3752
電子メール 17digital@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和6年4月10日(水)から4月17日(水)までとします
(8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで(土日祝日を除く。))。
- (3) 提出書類
ア 競争参加申込書
イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し
契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

ウ 上記2(5)を証明するアフターサービス体制表

(4) 提出方法

持参に限る。

4 確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

- (1) 日時
令和6年4月24日(水)
8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで

- (2) 場所
3(1)に同じ

5 入札説明書の交付

競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和6年4月10日(水)から令和6年4月17日(水)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く、毎日8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで)。

6 競争参加者に求められる義務

入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

- (1) 日時
令和6年4月24日(水)
8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで

- (2) 場所
3(1)に同じ

7 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先
3(1)に同じ
- (2) 問合せ受付期間
令和6年4月24日(水)から5月1日(水)までとします
(8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで(土日祝日を除く。))。

- (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問合せ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください。ただし、入札参加資格のない者からの質問には回答しません。

- (4) 回答
令和6年5月9日(木)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールで送付します。

8 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和6年5月15日(木)17時15分までに3

(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

9 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 契約総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には調達物品の輸送、設置、調整、試験、保守、ネットワーク設計、その他の諸費用一切を含め見積もるものとし、リース料金として換算してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。なお、郵送による入札を行う場合は、さらに、「入札書在中」と明記した封筒に封印した入札書を入れて、必ず書留郵便により送付してください。この場合は郵送した日に3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 持参による入札の場合

(ア)日時 令和6年5月22日(水)11時00分

(イ)場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎10階 開発室2

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和6年5月21日(火)必着

入札書の提出場所 3(1)に同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著

しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

11 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には確認通知書を必ず持参してください。

12 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

13 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者は契約書2通を作成し、令和6年5月28日(火)17時15分までに3(1)の場所に持参してください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

14 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し立てることができます。

15 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

(5) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認め

られた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
The contract for the lease and maintenance of network equipment for Kawasaki Ward Office.
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A. M. May 22, 2024
- (3) Time-limit for tender by mail: May 21, 2024
- (4) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Digitalization Policy Promotion Office
General Affairs and Planning Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
Tel: 044-200-3076

川崎市公告(調達)第148号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 調達の名称
Windows CAL 2022の調達
- 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局デジタル化施策推進室
川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎10階)
- 契約の相手方を決定した日
令和6年2月13日
- 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神奈川支社
支社長 玉川 孝一
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 落札金額
67,344,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
令和5年12月25日

川崎市公告(調達)第149号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 一般競争入札に付する事項
 - 件名 川崎市GIGAスクール構想教育データ利活用環境整備等業務委託契約
 - 履行場所 川崎市高津区溝口6丁目9番3号
川崎市総合教育センター
情報・視聴覚センター
 - 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
 - 概要 仕様書によります。
- 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - 令和5・6年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」に登載されていること。
なお、令和5・6年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和6年4月22日(月)までに行ってください。
 - 他自治体において教育データの利活用に関する同等の契約実績を有すること。
 - ISO27001を取得していること。
- 一般競争入札参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により参加の申込みをしなければなりません。
 - 一般競争入札参加申込書配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6丁目9番3号
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3655
FAX 044-844-3651
電子メールアドレス 88zyojoc@city.kawasaki.jp
 - 配布及び提出期間
令和6年4月10日(水)から令和6年4月22日(月)まで
午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時(土曜日、日曜日を除く。)
 - 提出方法
持参又は郵送とする。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードできます(<https://>

www.city.kawasaki.jp/880/page/0000164977.html。

ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、以下を証明する書類(写し等)を併せて提出してください。

ア 他自治体において教育データの利活用に関する同等の契約実績を有すること。

イ IS027001を取得していること。

(4) 郵送による場合の一般競争入札参加申込書の受領期限

令和6年4月22日(月)必着

郵送による場合は、期日までに到着するように送付してください。

なお、一般競争入札参加申込書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(5) 郵送による場合の一般競争入札参加申込書の送付先

3(1)に同じ

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年4月30日(火)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録していない場合は、令和6年4月30日(火)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで、3(1)の場所にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和6年4月30日(火)午前8時30分から令和6年5月9日(木)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。電話による質問には応じられません。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで電話で御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年5月16日(木)までに、競争入札参加資格があると認められる者宛てに、FAX又は電子メールにて送付します。また、競争入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。なお、回答に対する再質問は

受け付けません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 落札者決定までの間に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額となります。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和6年5月24日(金)午前11時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室

川崎市高津区溝口6丁目9番3号

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和6年5月23日(木)必着

郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。

なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 7(1)アに同じ

(4) 開札の場所 7(1)イに同じ

(5) 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札

は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施しますので、再入札用の入札書も準備してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(9) 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 支払については、開発業務等及び毎月の管理運用業務を完了したときとします。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required:
Improving the environment for utilizing educational data
- (2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 24 May 2024
- (3) Time-limit for tender by mail:
23 May 2024
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan
TEL:044-844-3655

税 公 告

川崎市税公告第42号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第43号

次の市税に係る課税額変更通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1月 随時分		計 1件
令和5年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月 随時分		計 1件
令和5年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期 分以降		計 1件

(別紙省略)

川崎市税公告第44号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和5年度	市民税・県民税 (普通徴収)	3月随 時分 以降	令和6年4月1日 (3月随時分)	計 9件

令和5年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随 時分 以降	令和6年4月1日 (2月随時分)	計 15件
-------	-------------------	-----------------	---------------------	----------

(別紙省略)

川崎市税公告第45号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第46号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第47号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第4期分	令和6年4月9日	計 715件
令和5年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第3期分	令和6年4月9日	計16件
令和5年度 (令和4年 度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	12月随時分	令和6年4月9日	計1件

令和5年度 (令和4年 度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第4期分	令和6年4月9日	計2件
令和5年度	固定資産税 都市計画税 (土地・ 家屋)	第3期分	令和6年4月9日	計20件
令和5年度	固定資産税 都市計画税 (償却資産)	第2期分	令和6年4月9日	計1件
令和5年度	固定資産税 都市計画税 (償却資産)	第3期分	令和6年4月9日	計1件
令和5年度	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和6年4月9日	計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第48号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第49号

特別徴収税額の決定・変更通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

訓

令

川崎市訓令第2号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表1一般事項(10)の項を次のように改める。

(10) 訴訟、和解、調停等に関する こと。	特に重要 なもの	重要なも の	通例的な もの	局長専決 を要しな いもの	
---------------------------	-------------	-----------	------------	---------------------	--

別表3財務事項(3)の項及び(5)の項中「歳入」を「公金」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市訓令第3号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正
する訓令

川崎市事業所等事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、看護大学並びに看護短期大学」を「並びに看護大学」に改め、同条第2号中「子ども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、同条第3号中「子ども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、「及び看護短期大学」を削る。

第3条第1項中「及び看護短期大学」を削る。

第5条第2項中「子ども家庭センター」を「南部児童相談所」に改める。

別表1一般事項(1)一般中「子ども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、同表1一般事項(2)看護大学及び看護短期大学中「及び看護短期大学」を削り、同表2人事事項(1)一般中「子ども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、同表2人事事項(2)看護大学及び看護短期大学中「及び看護短期大学」を削り、同表3財務事項(1)一般中「子ども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、同表3財務事項(1)一般(2)の項中「歳入」を「公金」に改め、同表3財務事項(2)看護大学及び看護短期大学中「及び看護短期大学」を削り、同表3財務事項(2)看護大学及び看護短期大学(2)の項中「歳入」を「公金」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市訓令第4号

市民文化局

環 境 局

健康福祉局

こども未来局

建設緑政局

市民オンブズマン事務局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一
部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程(昭和35年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表市民文化局の部戸籍住民サービス課の款を削り、同表環境局の部施設部の款中「堤根処理センターを除く」を「橋処理センターを除く」に改め、同款堤根処理センターの項を次のように改める。

橋 処 理 セ ン タ ー	橋処理セン ターに勤務 する職員(所 長、EMS・ 研修担当の 職員及び操 作係に勤務 する職員を 除く。)	38時間 45分 (所長)	8:30～17: 15	12:00～13: 00	日曜日及 び4週間 を通じ4 日
	操作係に勤 務する職員	38時間 45分 (所長)	交替勤務 (1) 8:30～ 17:15 (2) 16:15～ 翌日の9:15	交替勤務 (1) 11:45～ 12:45又は 12:45～ 13:45 (2) 0:00～ 1:00及び 5:00～5: 30又は1:15 ～2:15及 び5:30～ 6:00	4週間を 通じ8日

別表健康福祉局の部保健医療政策部の款を次のように改める。

保 健 医 療 政 策 部	動物愛護 センター に勤務す る職員	38時間 45分 (所長)	1 日勤 8:30～ 17:15 2 変則勤務 (1) 7:00～ 15:45 (2) 7:30～ 16:15 (3) 9:30～ 18:15 (4) 11:00～ 19:45 (5) 12:00～ 20:45	1 日勤 12:00～ 13:00 2 変則勤務 勤務時間の 途中におい て1時間	4週間 を通じ 8日
---------------------------------	-----------------------------	---------------------	--	---	------------------

中央卸売 市場食品 衛生検査 所に勤務 する職員	38時間 45分 (所長)	1 日勤	1 日勤	日曜日 及び4 週間を 通じ4 日
		8:30～ 17:15	12:00～ 13:00	
		2 変則勤務 (1) 4:15～ 13:00	2 変則勤務 (1) 勤務時 間の途中 において 1時間	
		(2) 7:30～ 16:15	(2) 12:00 ～13:00	

別表健康福祉局の部看護短期大学の項を削り、同表こども未来局の部児童家庭支援・虐待対策室の款中「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、同表建設緑政局の部緑政部の款夢見ヶ崎動物公園の項中「飼育業務に従事する」を「夢見ヶ崎動物公園に勤務する」に改め、同表市民オンブズマン事務局の款中「担当の」を「業務に従事する」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市訓令第5号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正
する訓令

川崎市職員出勤記録整理規程（昭和35年川崎市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「部（室）長」を「庶務を担当する担当課長（担当課長を置かない場合にあっては、部（室）長）」に改め、同表健康福祉局の項中

「

看護大学	総務学生課長
看護短期大学	総務学生課長

」

を

「

看護大学	総務学生課長
------	--------

」

に改め、同表こども未来局の項中「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、同表区役所の項中

「

道路公園センター	所長
----------	----

」

を

「

道路公園センター	庶務を担当する 担当課長
----------	-----------------

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市訓令第6号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市職員の人事評価に関する規程の一部
を改正する訓令

川崎市職員の人事評価に関する規程（平成18年川崎市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「書面により」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市訓令第7号

健 康 福 祉 局
区 役 所

川崎市食品衛生法施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市食品衛生法施行規程の一部を改正す
る訓令

川崎市食品衛生法施行規程（昭和47年川崎市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「証票」を「身分証明書」に改め、同条第1項中「証票」の次に「若しくは食品衛生法の規定に基づく臨検検査又は収去の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（令和3年内閣府・厚生労働省令第9号）に規定する証明書（以下この条において「身分証明書」という。）」を、「き章」の次に「（以下この条において「き章」という。）」を加え、同条第2項中「前項の証票」を「身分証明書」に改め、同条第3項中「前項の」を削り、「証票」を「身分証明書」に、「亡失」を「亡失し、」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第6号

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程(昭和41年川崎市水道局規程第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第2条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第7号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程(昭和56年川崎市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中

水管理センター	水道施設管理課	管理係 施設第1係 施設第2係
	水道水質課	事務係 検査係 水質相談係
	水運用センター	事務係 調整係 管理係

を

水管理センター	水運用センター	事務係 調整係 管理係
---------	---------	-------------------

に、

加瀬水処理センター	管理係 水質係
-----------	------------

を

加瀬水処理センター	管理係 水質係 設備係
-----------	-------------------

に、

入江崎総合スラッジセンター	管理係 設備係
---------------	------------

を

入江崎総合スラッジセンター	管理係 汚泥・水質係 設備係
---------------	----------------------

に、

南部下水道事務所	管理課	管理係 維持係 排水設備係
	工事課	
中部下水道事務所	管理課	管理係 維持係 排水設備係
	工事課	

を

南部下水道事務所		
中部下水道事務所		

に改める。

第2条財務課の事務分掌第14号中「の再構築」を削る。

第2条水管理センターの事務分掌に次の26号を加える。

- (1) 導水ずい道、さく井導水管路、連絡管路、浄水場内管路及び配水所内管路並びに取水所、さく井、配水池、配水塔及び配水ポンプ所の土木施設の維持工事の調査、設計、施行、監督及び精算に関すること。
- (2) センター及び長沢浄水場が所管する水密性を有するコンクリート構造物等の点検に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 浄水場、配水所、取水所、配水池、配水塔、配水ポンプ所、さく井施設及び管路に係る電気設備、機

械設備、通信設備、電防設備及び計装設備の維持工事の調査、設計、施行、監督及び精算に関すること。

- (4) さく井導水管路、連絡管路、配水所内管路（他の所管に属するものを除く。）、配水塔（他の所管に属するものを除く。）、内管路並びにこれらに係る土木施設及び建築構造物の点検及び維持管理に関すること。
- (5) 導水ずい道、谷ヶ原取水所、配水所（他の所管に属するものを除く。）、配水池、配水塔（他の所管に属するものを除く。）及び送水ポンプ所に係る施設、電気設備、機械設備、通信設備及び電防設備の保守、点検及び維持管理に関すること。
- (6) 取水及び導水操作並びに水源状況に関すること。
- (7) 導水ずい道附属施設に係る水道用地の管理に関すること。
- (8) 施設及び設備の維持管理に係る委託の設計単価及び歩掛りの調査に関すること。
- (9) 電気及び機械の工事に係る設計単価並びに歩掛りの調査に関すること。
- (10) 電気及び機械の設備に係る完成図書の整理保管に関すること。
- (11) センター及び長沢浄水場に係る施設及び設備の修繕計画及び台帳管理に関すること。
- (12) センター及び長沢浄水場に係る施設及び設備の調査研究に関すること。
- (13) 長沢浄水場に属しない技術的事項に関すること。
- (14) 工事日報その他の工事報告に関すること。
- (15) 水道及び工業用水道の水質に関すること。
- (16) 水道及び工業用水道の水質試験に関すること。
- (17) 水質試験に用いる機器、薬品等の管理に関すること。
- (18) 水質自動測定装置に関すること。
- (19) 浄水用薬品の品質検査に関すること。
- (20) 水道水質検査の依頼に関すること。
- (21) 給水栓の残留塩素濃度の管理に関すること。
- (22) 水道及び工業用水道の水質に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (23) 工事及び委託の施行手続及び精算に関すること。
- (24) センターの統計及び事務報告に関すること。
- (25) センター内の連絡調整に関すること。
- (26) センター（水運用センターを除く。）の庶務に関すること。

第2条水道施設管理課の事務分掌を削る。

第2条水道水質課の事務分掌を削る。

第2条下水道部の事務分掌に次の1号を加える。

- (1) 入江崎統合幹線並びにそれに関連する工事及び委託の設計、監督等に関すること。

第2条管路保全課の事務分掌第3号中「下水道台帳」を「公共下水道台帳」に改める。

第2条施設課の事務分掌第1号中「ポンプ場」の次に「その他建物」を加え、第3号中「下水道施設工事」を「下水道施設等の工事」に改める。

第2条下水道管理事務所維持係の事務分掌第1号中「補修工事の設計、施行及び監督」を「維持補修工事の設計、施行、監督及び精算」に改め、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 公共下水道台帳の閲覧に関すること。

第2条下水道管理事務所排水設備係の事務分掌第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 取付管の新設に係る工事の設計、施行、監督及び精算に関すること。

第2条加瀬水処理センターの事務分掌各号を削る。

第2条加瀬水処理センター水質係の事務分掌の次に次の事務分掌を加える。

設備係

- (1) 下水処理施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 所属ポンプ場及び所属施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (3) センターの修繕に関すること。

第2条入江崎総合スラッジセンター管理係の事務分掌中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第2条入江崎総合スラッジセンター管理係の事務分掌の次に次の事務分掌を加える。

汚泥・水質係

- (1) センターの水質管理に関すること。
- (2) 汚泥等の試験に関すること。

第2条下水道事務所の事務分掌に次の14号を加える。

- (1) 管きよの維持管理並びに維持補修工事の設計、施行、監督及び精算に関すること。
- (2) 管きよへの排水に係る指導に関すること。
- (3) 排水設備の普及促進及び確認申請に関すること。
- (4) 排水設備工事の現場確認、監督及び検査に関すること。
- (5) 排水設備工事の責任技術者及び指定工事店の技術指導に関すること。
- (6) 浸水低地改良資金の貸付けに係る調査に関すること。
- (7) 公共下水道の使用及び処理の開始手続に係る調査に関すること。
- (8) 取付管の新設に係る工事の設計、施行、監督及び精算に関すること。
- (9) 公共下水道台帳の閲覧にすること。
- (10) 管きよの新設及び改良工事の監督及び精算に関すること。
- (11) 受託による管きよの工事の監督及び精算に関する

こと。

(12) 下水道施設の建設に係る土木工事の監督及び精算に関すること。

(13) 所の維持管理に関すること。

(14) 所の庶務に関すること。

第2条下水道事務所管理課の事務分掌を削る。

第2条下水道事務所工事課の事務分掌を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第8号

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務決裁規程(昭和62年川崎市水道局規程第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「係に相当する所の所長及び」を削る。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第35号、第36号及び第45号中「財務課の下水道財務担当の担当課長」を「財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第9号

川崎市上下水道局委託業務監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局委託業務監督規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局委託業務監督規程(平成18年川崎市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第24条中「委託業務完了(一部完了)届」の次に「又は委託業務既済部分検査請求書」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

3 指定給水装置工事事業者は、前2項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないことを確認しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第11号

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程(昭和43年川崎市水道局規程第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第4項中「水道施設管理課、水道水質課」を「水道施設管理担当」に、「下水道事務所管理課」を「下水道事務所管理担当」に改める。

別表第3中

「

水道施設管理課	技術職員（課長及び担当課長）		2-1	1-1	2-1	2-2					
	施設第1係、施設第2係及び浄水技術担当	技術職員（係長）	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1	4-1	3-1	
		技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
	施設維持担当	技術職員（係長）	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1	4-1	5-1	1-1
		技術職員	1-1	1-1	1-1	1-3	3-1	5-1	4-1	5-1	1-2
水道水質課	技術職員（課長及び担当課長）		2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員		2-1	1-1	2-1	2-3	3-1	5-1			1-2

」

を

「

水道施設管理担当	技術職員（担当課長）		2-1	1-1	2-1	2-2					
	施設第1担当、施設第2担当及び浄水技術担当	技術職員（係長）	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1	4-1	3-1	
		技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
施設維持担当	技術職員（担当課長）		2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員（係長）		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1	4-1	5-1	1-1
	技術職員		1-1	1-1	1-1	1-3	3-1	5-1	4-1	5-1	1-2
水道水質担当	技術職員（担当課長）		2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員		2-1	1-1	2-1	2-3	3-1	5-1			1-2
水質検査担当	技術職員（担当課長）		2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員		2-1	1-1	2-1	2-3	3-1	5-1			1-2

」

に、

「

施設課	技術職員（課長を除く。）	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1	5-1	3-1	
-----	--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

」

を

「

施設課	技術職員（課長を除く。）	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1	5-1	3-1	
下水道施設再構築担当	技術職員（担当課長を除く。）	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1		3-1	

」

に、

「

下水道管理事務所及び下水道事務所	技術職員（所長及び課長）		2-1		3-1	3-1				
	技術職員		1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	5-1	5-1	2-1
	技能職員及び業務職員		1-2		1-1	1-2	3-1	5-1	5-1	2-1

」

を

「

下水道管理 事務所及び 下水道事務 所	技術職員(所長及び担当課長)	2-1		3-1	3-1					
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	5-1	5-1	2-1	
	技能職員及び業務職員	1-2		1-1	1-2	3-1	5-1	5-1	2-1	

」

に改める。

別表第4中

「

サービス推進課	ふれあい広場維持管理業務	1	1	1	3	1	1		1	2
---------	--------------	---	---	---	---	---	---	--	---	---

」

を

「

サービス推進課	鷺沼ふれあい広場維持管理業務	1	1	1	3	1	1		1	2
---------	----------------	---	---	---	---	---	---	--	---	---

」

に、

「

水道施設管理課	維持管理業務(水道施設管理課)	1	1	1	3	1	1	1	1	2
水道施設管理課	維持管理業務(水道施設管理課南部)	1	1	1	3	1	1	1	1	2

」

を

「

水管理センター	維持管理業務(水管理センター)	1	1	1	3	1	1	1	1	2
水管理センター	維持管理業務(水管理センター南部)	1	1	1	3	1	1	1	1	2

」

に、

「

浄水課	維持管理業務(浄水課)	1	1	1	2	1	1	1	1	2
下水道管理課	排水設備関連業務	1	1	1	1	1				1

」

を

「

浄水課	維持管理業務(浄水課)	1	1	1	2	1	1	1	1	2
-----	-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」

に、

「

西部下水道管理事務所	管理係事務等業務(西部)	1	1	1	1					
------------	--------------	---	---	---	---	--	--	--	--	--

」

を

「

西部下水道管理事務所	維持係事務等業務(西部)	1	1	1	1					
------------	--------------	---	---	---	---	--	--	--	--	--

」

に、

「

南部下水道事務所・管理課	排水設備事務等業務(南部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
南部下水道事務所・工事課	下水道工事監督員・変更設計業務(南部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所・管理課	下水道管きょ維持補修業務(中部)	2		1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所・管理課	排水設備事務等業務(中部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所・工事課	下水道工事監督員・変更設計業務(中部)	1	1	1	2	1	1	1	1	

」

を

「

南部下水道事務所	排水設備事務等業務(南部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
南部下水道事務所	下水道工事監督員・変更設計業務(南部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所	排水設備事務等業務(中部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所	下水道工事監督員・変更設計業務(中部)	1	1	1	2	1	1	1	1	

」

に改める。

別表第5中

「

水道水質課	水道水質検査業務	1	1	1	3	1	1			2
水道水質課	上下水道局公用車運転業務	1	1	1	2	1				2

」

を

「

水管理センター	水道水質検査業務	1	1	1	3	1	1			2
水管理センター	上下水道局公用車運転業務	1	1	1	2	1				2

」

に、

「

南部下水道事務所・管理課	下水道施設管理業務(南部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所・管理課	下水道施設管理業務(中部)	1	1	1	2	1	1	1	1	

」

を

「

南部下水道事務所	下水道施設管理業務(南部)	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所	下水道管きょ維持補修業務(中部)	2		1	2	1	1	1	1	

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第12号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程(昭和39年川崎市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

「財務課の下水道財務担当の担当課長」を「財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長」に改める。

第4条及び第6条中「下水道事務所管理課」を「下水道事務所」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第13号

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局安全衛生管理規程(昭和61年川崎市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 面接指導等

(長時間労働者に対する面接指導等)

第12条の5 管理者は、次に掲げる職員に対し、産業医その他の医師による面接指導を行うものとする。

(1) 労働時間の状況が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当する職員

(2) 労働時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当し、かつ、面接指導を受けることを希望する旨の申出をした職員(前号に掲げる職員を除く。)

2 職員は、前項の規定による面接指導を受けなければならない。

3 管理者は、前2項の規定による面接指導の内容を記録し、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

4 その他長時間労働者に対する面接指導等について必要な事項は、別に定める。

第15条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、委員の半数については、当該事業所に労働

者の過半数で組織する労働組合があるときにおいては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

第19条第3項中「水道組合」を「全水道川崎水道労働組合(以下「水道組合」という。)」に改め、同条第4項第2号中「下水道組合」を「自治労川崎市下水道労働組合」に改める。

別表中

「

本庁舎 (総務部及び第2庁舎に属する組織(この表の他の事業所を除く。))	労務課長	1人	2人	1人	
---	------	----	----	----	--

」

を

「

本庁舎 (総務部及び第3庁舎に属する組織(この表の他の事業所を除く。))	労務課長	1人	2人	1人	
---	------	----	----	----	--

」

に、

「

第1配水工事事務所	水道整備課長	1人	1人	1人	1人
-----------	--------	----	----	----	----

」

を

「

水道整備課	水道整備課長	1人	1人	1人	1人
-------	--------	----	----	----	----

」

に、

「

浄水2課 (水道水質課及び水道施設管理課)	水道水質課長	1人	1人	2人	
--------------------------	--------	----	----	----	--

」

を

「

水管理センター4担当 (水道施設管理担当、施設維持担当、水道水質担当及び水質検査担当)	水管理センターの水道施設管理担当の担当課長	1人	1人	2人	
--	-----------------------	----	----	----	--

」

に、

「

長沢浄水場	長沢浄水場	1人	1人	1人	
-------	-------	----	----	----	--

」

を

「

浄水課	浄水課長	1人	1人	1人	
-----	------	----	----	----	--

」

に

「

南部下水道事務所	南部下水道事務所長	1人	1人	1人	
中部下水道事務所	中部下水道事務所長	1人	1人	1人	

」

を

「

南部下水道事務所	南部下水道事務所の管理担当の担当課長	1人	1人	1人	
中部下水道事務所	中部下水道事務所の管理担当の担当課長	1人	1人	1人	

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第14号

法令の規定により管理上設置する職の任免等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

法令の規定により管理上設置する職の任免

等に関する規程の一部を改正する規程

法令の規定により管理上設置する職の任免等に関する規程（昭和47年川崎市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

有機溶剤作業主任者	有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第19条
-----------	-------------------------------

」

を

「

有機溶剤作業主任者	有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第19条
化学物質管理者	労働安全衛生規則第12条の5
保護具着用管理責任者	労働安全衛生規則第12条の6

」

に改める。

別表第2中

「

フルハーネス型墜落制止用器具	労働安全衛生規則第36条
----------------	--------------

」

を

「

フルハーネス型墜落制止用器具を用いる作業者	労働安全衛生規則第36条
テールゲートリフター操作者	労働安全衛生規則第36条

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第15号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及

び支給方法等に関する規程の一部を改正す

る規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

経営戦略・危機管理室の事務所再編整備担当の担当課長

」

を

「

経営戦略・危機管理室の資産マネジメント担当の担当課長

」

に、

「

財務課の下水道財務担当の担当課長 担当課長（施設維持担当）

」

を

「

水管理センターの水道施設管理担当の担当課長
水管理センターの施設維持担当の担当課長
水管理センターの水道水質担当の担当課長
水管理センターの水質検査担当の担当課長
担当課長（下水道施設再構築担当）
下水道事務所の管理担当の担当課長
下水道事務所の工事担当の担当課長

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第16号

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市上下水道局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎
労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市上下水道局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市上下水道局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程(平成7年川崎市水道局規程第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第17号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年川崎市水道局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第4条第1項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の118.5」を「100分の116」に、「100分の210」を「100分の205」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の108.5」に、「100分の118.5」を「100分の116」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の101」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

第4条の5第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の

51.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100分の46.25」に改める。

第6条の2第1項中「在職期間」の次に「及び勤勉手当に係る勤務期間」を加え、同項第1号中「期間」の次に「期末手当に係る在職期間にあつては」を、「期間を」の次に「、勤勉手当に係る勤務期間にあつては基準日前1箇月以内に退職し、条例第15条第3項において準用する条例第11条の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を」を加え、同項第2号中「期間」の次に「期末手当に係る在職期間にあつては」を、「期間を」の次に「、勤勉手当に係る勤務期間にあつては基準日前1箇月以内に退職し、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の2において準用する給与条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を」を加え、同条第2項中「第5条第2項」の次に「及び第4項」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第18号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎
川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年川崎市上下水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第28条を第30条とし、第24条から第27条までを2条ずつ繰り下げ、第23条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第25条とする。

第22条の見出しを「(手当基礎額)」に改め、同条中「地域手当の額」の次に「並びに第17条において読み替えて準用する期末手当等規程第4条第2項に規定する管理者が別に定める給料及び地域手当の額」を加え、同条を第24条とする。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条の前の見出しを削り、同条に次の2項を加える。

3 第17条において準用する期末手当等規程第4条の3に規定する勤務期間は、基準日以前6箇月以内の期間に条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間(以下「勤勉手当に係る勤務期間」という。)とする。

4 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、1週間

当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間並びに期末手当等規程第5条第4項第1号、第4号及び第6号から第11号までに掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間を除算する。この場合において、期末手当等規程第5条第4項第6号中「条例第12条第1項の規定」とあるのは「会計年度任用職員給与規程第8条」と、「職免条例第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより給与を減額された場合にあっては、管理者が別に定める期間に限る。」とあるのは「病気休暇により勤務しなかった期間及び管理者が別に定める期間を除く。」と、同項第9号中「川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年川崎市水道局規程第10号。以下「勤務時間規程」という。）第17条第1項」とあるのは、「会計年度任用職員勤務時間規程第12条」と、同項第10号中「勤務時間規程第17条の3」とあるのは、「会計年度任用職員勤務時間規程第13条」と読み替えるものとする。ただし、同項第8号若しくは第12号（第8号に係る部分に限る。）に掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間のみ除算されることとなる場合において、それらの期間が30日未満である場合は、当該期間を除算しないものとする。

第19条を第21条とし、同条の前に見出しとして「(在職期間及び勤務期間等)」を付する。

第18条に次の1項を加える。

2 第17条において準用する期末手当等規程第2条第2項の規定により勤勉手当の支給を受けるべき職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 退職し、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員
- (2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員（当該基準日において期末手当の支給の対象となる者に限る。）となった職員

第18条を第20条とし、第17条中「前条」を「第16条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、それぞれの基準日において、次に掲げる者については、第17条の規定は適用しない。

- (1) 当該会計年度（6月に支給する勤勉手当にあっては、前会計年度（12月2日から3月31日までの期間に限る。）の期間を含む。）内において、条例の適用を受ける職員（特別職非常勤職員を除く。）又は市条例若しくは給与条例の適用を受ける職員として任用される期間（次に掲げる期間を除く。）が通算して6箇月に満たない者

ア 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として任用される期間

イ 基準日前1箇月以内に退職し、条例第11条の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間
ウ 基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間

- (2) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない者（前号に規定する者を除く。）

- (3) 期末手当等規程第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者

第17条を第19条とし、第16条の次に次の1条を加える。（勤勉手当）

第17条 期末手当等規程第2条、第4条第1項及び第2項、第4条の2及び第4条の3、第14条並びに第15条の規定は基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員について準用する。この場合において、期末手当等規程第4条第2項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、パートタイム会計年度任用職員にあっては「管理者が別に定める給料及び地域手当の額」と、期末手当等規程第4条の2中「第4条の4又は第4条の5に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）」とあるのは、「川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「会計年度任用職員給与規程」という。）第17条の2に規定する成績率」と読み替えるものとする。

第17条の次に見出し及び次の2条を加える。

（勤勉手当の成績率）

第17条の2 成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が別に定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の108.5以上100分の116未満
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の101
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の95以下

2 前項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、管理者が別に定める。

第18条 前条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第19号

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程

の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎
川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年川崎市水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第10条第3項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第20号

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎
川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程(昭和46年川崎市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

給水装置課	課長
サービス推進部下水道使用料担当	担当課長

」

を

「

給水装置課	課長
-------	----

」

に、

「

水道施設管理課	課長
水道水質課	課長

」

を

「

水管理センター(水運用センターを除く。)	所長
----------------------	----

」

に、

「

施設課	課長
-----	----

」

を

「

施設課	課長
下水道施設再構築担当	担当課長

」

に、

「

南部下水道事務所管理課	課長
南部下水道事務所工事課	課長
中部下水道事務所管理課	課長
中部下水道事務所工事課	課長

」

を

「

南部下水道事務所	所長
中部下水道事務所	所長

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第21号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎
川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成18年川崎市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表第5中「7月1日」を「6月1日」に改める。

別表第5の付表第2中

「

採用等の日の属する月	日数
------------	----

」

を

「

採用等の日の属する月	日数
6月	5日

」

に改める。

別表第5の付表第3中

を

「					
1週当たりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	
採用等の日の属する月					
」					

を

「					
1週当たりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	
採用等の日の属する月					
」					
6月	5日	4日	3日	2日	

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第22号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務

時間、休暇等に関する規程の一部を改正す

る規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1週間の勤務日数（第4条第2項の規定に基づき管理者が52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合にあっては、当該期間に勤務時間が割り振られている日数を当該期間の週の数で除して得た日数（その日数が5日以上となるときは1日未満の端数を切り捨て、5日未満となるときは1日未満の端数を四捨五入して得た日数をいう。）。以下同じ。）」を「所定勤務日数（1週間の勤務日数が定められている者にあっては1週間の勤務日数、それ以外の者にあっては1年間の勤務日数（一の休暇年度において、第4条第2項の規定に基づき勤務時間が割り振られることとなる日数をいう。）。以下同じ。）」に改め、同条第2項及び第3項中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（7条関係）

年次休暇日数表(1)

所定勤務日数		任用期間の月数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	217日以上							

5日以上	217日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	169日から216日まで	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	121日から168日まで	0日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	73日から120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	48日から72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

年次休暇日数表(2)

所定勤務日数		通算する任用期間の年数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上	
5日以上	217日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日	
4日	169日から216日まで	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121日から168日まで	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73日から120日まで	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48日から72日まで	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第10条関係）

病気休暇日数表

所定勤務日数		任用期間の月数							
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上	
5日以上	217日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日	
4日	169日から216日まで	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日	
3日	121日から168日まで	0日	1日	1日	2日	2日	3日	5日	
2日	73日から120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日	
1日	48日から72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日	

別表第4備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第5の13の項中「7月1日」を「6月1日」に改める。

別表第5の付表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第5の付表第2

夏季休暇日数表

所定勤務日数		6月1日から9月30日までににおける任用期間の月数		
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	3月以上	2月	1月
5日以上	217日以上	5日	3日	1.5日

4日	169日から 216日まで	4日	3日	1.5日
3日	121日から 168日まで	3日	2日	1日
2日以下	120日以下	0日	0日	0日

別表第5の付表第2の備考第1項中「1週間の勤務日数及び7月1日」を「所定勤務日数及び6月1日」に改め、同表備考第2項中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に、「7月1日」を「6月1日」に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の6月1日から10月31日までににおける任用期間（人事委員会の定める期間を含む。）が30日未満の場合の日数は、0日とする。

別表第5の付表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第5の付表第3

子の看護休暇日数表

養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。）が1人の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	217日以上	1日	1日	1日	2日	3日	5日	7日
4日	169日から 216日まで	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	121日から 168日まで	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日
2日	73日から 120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	48日から 72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。）が2人以上の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	217日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	169日から 216日まで	1日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	121日から 168日まで	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日
2日	73日から 120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	48日から 72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

別表第5の付表第3備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第5の付表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第5の付表第4

短期の介護休暇日数表

短期の介護に係る要介護者が1人の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	217日以上	1日	1日	1日	2日	2日	5日	5日
4日	169日から 216日まで	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	121日から 168日まで	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日
2日	73日から 120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	48日から 72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	217日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	169日から 216日まで	1日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	121日から 168日まで	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日
2日	73日から 120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	48日から 72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

別表第5の付表第4備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第17号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和6年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指定有効期間

令和6年 4月01日から

令和11年 1月31日まで

2 指 定 工 事 店

指 定 番 号 1237

商号又は名称 有限会社アサマ工業

営業所所在地 神奈川県平塚市万田1丁目20番21号
小泉ビル2階2F号室